

佐野市葛生あくとプラザネーミングライツ・パートナー(随時募集)募集要項

1 趣旨

市では、市有施設を有効活用し、新たな財源を確保することにより、良好な施設環境を安定的に提供することと健全な財政運営及び地域経済の活性化を図ることを目的に、市有施設に愛称を付ける権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する企業又は団体（以下「企業等」という。）を募集します。

2 対象施設

- (1) 施設名称：佐野市葛生あくとプラザ
- (2) 所在地：佐野市あくと町3084番地
- (3) 施設概要
 - ① 建物：平成10年建築 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
延床面積 3,540.52㎡
 - ② 土地：32,607.18㎡
 - ③ 施設構成：大ホール 小ホール ギャラリー 中央広場
 - ④ 開館時間：午前9時00分～午後10時（月曜日及び12月29日～1月3日は休館）
 - ⑤ 利用状況：

令和3年度年間利用者数	15,298人
令和2年度年間利用者数	8,454人
令和元年度年間利用者数	32,873人

3 愛称付与の範囲

- (1) 施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与して使用します。
- (2) 施設の愛称を募集するものであることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。また、市のホームページやパンフレットなどに、条例上の名称を併記することがあります。

4 命名の条件

次の各号に該当するものは命名できません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 布教の推進を目的にするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人の氏名を宣伝するもの
- (7) 社会問題について主義主張するもの

- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 犯罪を著しく誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの又はそのおそれのあるもの
- (13) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (14) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツが適当でないとして市長が認めるもの

5 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料：年額50万円以上（消費税及び地方消費税を含まない）

※契約締結時期が年度途中の場合は、契約初年度のネーミングライツ料は、ネーミングライツを開始する月から月割りで計算します。（小数点以下切捨て）

6 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

7 愛称付与に伴う費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

なお、ネーミングライツ・パートナーが負担する費用については、ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更※	—	○
期間終了後の原状回復	—	○
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やホームページの表示変更	○	—

※ 看板の表示変更は、文化推進課の了承を得て変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて市（文化推進課、都市計画課、建築指導課）及び関係機関と協議する。

8 応募資格

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものは応募できません。

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (5) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成 17 年佐野市告示第 154 号）の規定により指名停止措置を受けているもの
- (6) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツが適当でないと市長が認めるもの

9 必要書類

- (1) ネーミングライツ・パートナー申込（提案）書（様式第 1 号）
- (2) 会社概要（パンフレット可）
- (3) 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- (4) 市町村税の滞納がないことの証明（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- (5) 応募資格についての誓約書（様式第 2 号）

10 応募方法

(1) 受付期間

令和 5 年 3 月 1 日（水）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

※本市の都合により、事前の予告なく募集を打ち切る場合があります。

受付時間は、土・日曜日、祝日、年末年始（12/29-1/3）を除く午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとします。

(2) 受付場所

15 問い合わせ先と同じ

(3) 受付方法

受付時間及び時間内に「直接持参」により、先着順で申込みを受付します。

郵送、FAX、電子メールでの提出は受付できませんので、ご注意ください。

※同日で 1 物件に複数の申し込みがあった場合は、くじ引きにより先着順を決定します。

(4) 募集要項に関する質問書の受付

募集要項の内容に関する質問については、ネーミングライツ・パートナー募集に関する質問書（様式第 4 号）により次のとおり受付します。

① 質問受付期間：令和 5 年 3 月 1 日（水）から令和 8 年 2 月 27 日（金）
午後 5 時まで

② 提出場所：佐野市高砂町 1 番地

佐野市 産業文化スポーツ部 文化推進課

- ③ 提出方法：窓口へ直接お持ちいただくか、郵送、FAX 又は電子メールにて提出してください。

口頭（電話）による質問は受け付けません。FAX 又は電子メールにて提出する場合、送信後、届いたことを確認するための電話連絡を入れてください。

- ④ 回答方法：佐野市のホームページ内で質問及び回答を原則公表します。（質問者の氏名等は公表しません。）

11 審査方法

- (1) 佐野市ネーミングライツ審査委員会を開催し、佐野市ネーミングライツ・パートナー審査基準に基づき総合的に評価を行い、ネーミングライツ・パートナー候補者（以下「候補者」という。）の選定を行います。

12 契約

- (1) ネーミングライツ料の納入時期、契約の詳細については、協議の上、決定します。
- (2) ネーミングライツ・パートナーの決定後、ネーミングライツ・パートナーが応募資格を欠くこととなったとき、または社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるときは、市は、契約を解除することができるものとします。
- (3) 決定したネーミングライツ・パートナーの名称及び所在地、決定した愛称、ネーミングライツ料等を公表します。

13 辞退

企業等がネーミングライツ・パートナーの申込み（提案）を辞退する場合は、市に辞退届（様式第3号）を速やかに届け出るものとします。

14 その他

- (1) 愛称の周知

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関等へ周知・PRを図ります。

- (2) 指定管理者との協議

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者が不利とならないよう、市が指定管理者と協議を行い、必要に応じて指定管理者との協定書を変更し、疑義が生じないようにします。

15 問い合わせ先

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市 産業文化スポーツ部 文化推進課 文化推進係

電 話 0283-20-3044

F A X 0283-20-3029

Eメール bunkasuishin@city.sano.lg.jp